

# 国家戦略特区WGヒアリング 説明資料

(議題「クールジャパンに関わる外国人材の就労解禁」関係)



平成27年9月28日

法務省入国管理局

# クールジャパンに関わる外国人材の在留資格について

- 現行においても、クールジャパンにかかわる分野において、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格によって就労が可能である。
- これらに該当しない外国人材の受入れ範囲の拡大については、労働市場を始めとして産業及び国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」改訂2015」に従い、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものとする。
- 現行において就労が認められている具体的な許可事例については、当省ホームページにおいて公表している事例等の充実化を図ることとしたい。

# 技術・人文知識・国際業務

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）  
別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う <u>理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務</u> に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が<u>自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務</u>に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。</p> <p>イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了(当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。)したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。)を有すること。</p> <p>二 申請人が<u>外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務</u>に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

# 技能

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）  
別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受けること。 一 <b>料理の調理</b> または食品の製造に係る技能で外国において考案された我が国において特殊なものを要する業務に従事する者で、次のいずれかに該当するもの（第9号に掲げる者を除く。） イ 当該技能について10年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者 ロ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定附属書7第1部A第5節1(c)の規定の適用を受ける者 二～九 略

# 日本料理海外普及人材育成事業実施要領のスキーム

## 農林水産省(食料産業局長)

法務省、厚生労働省

①実習計画を  
**共同で申請**

②実習計画を  
**認定**

④**監査**  
(必要と認  
めるとき)

⑧**受入状況  
報告** (関係省  
庁含む)

⑨活動終了  
及び帰国を  
**報告**

⑩特定日本料理調理活動を  
終了した**外国人調理師**に関  
する情報を提供

## 取組実施機関(調理師養成施設)

【要件】 ①実習計画を策定・実施する人員体制  
②健全、安定的な経営状況

③**監査**  
(少なくとも半年に1回)

⑦**受入状況  
報告**

## 受入機関(日本料理の提供事業者)

【要件】  
①実習計画を実施できる施設、②健全、安定的な経営状況、  
③労働関係法令等の遵守 等

⑤**面接**  
(監査を補完)

⑥**相談、  
苦情**

日本料理の調理業務に労働者として従事

調理の技能を指導

## 外国人調理師(留学生)

【要件】  
①素行が善良、②日本料理修得の意思・意欲、③18歳以上 等

## 日本食レストラン海外普及推進機構

特定日本料理調理活動を終了した外国人調理師の情報を**海外の支部、会員事業者**に伝達することにより、当該外国人調理師の現地店舗での採用等、**日本食及び食文化の普及活動の機会**を提供

# 実習計画の内容

- 1 日本料理の知識及び技能の修得のための計画及び施設に関する事項
- 2 在留中の住居の確保に関する事項
- 3 日本料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項
- 4 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
- 5 外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
- 6 外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
- 7 特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

## 認定の要件

- 1 計画の内容が期間全体を通じて効果的な日本料理の知識及び技能の修得が可能と認められること
- 2 日本料理の修得期間を2年以内としていること
- 3 受入れ人数を1事業所当たり2人以内としていること
- 4 日本人と同等額以上の報酬を受けること 等